

個人情報取扱特記事項

(総則)

第1条 この特記事項は、この契約と一体をなすものとする。

(個人情報保護の基本原則)

第2条 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たっては、同法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、高砂市個人情報の保護に関する条例（令和4年高砂市条例第29号）及び高砂市議会個人情報の保護に関する条例（令和5年高砂市条例第号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

第4条 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対し、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護を徹底し、及び周知しなければならない。

(適正な安全管理)

第5条 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の制限等)

第6条 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報を取り扱う業務を再委託してはならない。この場合において、当該承認を受けて再委託をするときは、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法

律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。)に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第7条 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 受注者は、発注者の指示、許可又は承認がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9条 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

第10条 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを確認することができるものとする。

2 発注者は、定期的に又は必要に応じて随時、受注者に対し個人情報の取扱状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

(改善の要請等)

第11条 発注者は、前条の規定による行為の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めるときは、受注者に対し、その理由を書面により通知した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定による要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(業務従事者の監督)

第12条 受注者は、業務従事者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

2 受注者は、この契約に基づく業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 受注者は、業務従事者が退職するときは、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務付けるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(返還、廃棄又は消去)

第13条 受注者は、この契約が終了し、又は解除された場合において、この契約に基づく業務に関し知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき、又は保有する必要がなくなったときは、确实かつ速やかに発注者への返還、廃棄又は消去をしなければならない。この場合において、受注者は、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

第14条 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

第15条 発注者は、受注者がこの特記事項に違反した場合は、催告なく直ちにこの契約を解除することができるとともに、その他必要な措置（損害賠償請求を含む。）を求めることができる。